

〈法務研修セミナー 第47回報告〉

最近の刑事立法の動向について

中京大学法科大学院 教授・弁護士

福本博之

第1 はじめに

去る平成28年6月18日（土）午後3時より、中京大学アネックス16号館（2階特殊講義室B）において、法曹養成研究所主催第47回法務研修セミナーが開催された。

セミナー当日は、小職において、（1）刑事訴訟法等の一部を改正する法律（法律第54号）、（2）刑法等の一部を改正する法律（法律第49号）、及びこれに付随する薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（法律第50号）の2つの法改正に関し報告させて頂く機会を得たが、本稿はその際の報告に基づき、やや内容を詳細にわたってまとめたものである。

第2 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（法律第54号）

1 刑事司法制度改革

平成23年5月18日付けで、法務大臣は法制審議会に対し、次のような諮問を行った（新たな時代の刑事司法制度の在り方に関する諮問第92号）。

「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。」

このきっかけとなったのは、厚生労働省の村木厚子氏無罪が確定した郵便不正事件と、これを捜査した大阪地検特捜部による証拠を改ざんという前代未聞の不祥事であった。このような検察の強引な予断捜査と証拠改ざんは、社会から強く批判され、えん罪を防ぐという観点から、取調べの録音・録画（可視化）を求める声もますます高まっていった。

2 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会

この諮問を受けて、法制審議会に「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置された。部会長に本田勝彦氏（日本たばこ産業株式会社顧問）が、部会長代行に椎橋隆幸氏（中央大学教授）が選出され、委員26名（部会長を含む）、幹事14名、関係官2名から構成されている（なお、委員には、前述した郵便不正事件の冤罪被害者である村木厚子氏も名を連ねている）。

この特別部会の第1回会議は平成23年6月29日に開催され、途中、第19回会議（平成25年1

月29日開催)において、「刑事司法制度改革の基本構想」が取りまとめられた。

この基本構想においては、新たな刑事司法制度のあるべき姿として「適正手続の下での事案の解明と刑罰法令の適正かつ迅速な適用更にはそれと一体をなすものとしての誤判の防止という役割を十全に果たし、被疑者・被告人、被害者を始めとする事件関係者及び国民一般がそれぞれの立場からも納得し得る、国民の健全な社会常識に立脚したもの」、「できる限り制度の内容等が明確化され、国民に分かりやすいもの」という姿が示された。そして、基本構想においては、これを実現するための制度構築に当たっての検討指針として、

- 被疑者取調べの録音・録画制度の導入を始め、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続の下で供述証拠及び客観的証拠をより広範囲に収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化する
- 供述調書への過度の依存を改め、被害者及び事件関係者を含む国民への負担にも配慮しつつ、真正な証拠が顕出され、被告人側においても、必要かつ十分な防御活動ができる活発で充実した公判審理を実現する

という2つの理念が示された。

特別部会においては、この理念に基づいてさらに調査審議が進められ、第30回会議（最終回）が平成26年7月9日に開催された。

そしてこの日、この約3年間にわたる審議の末、最終的に「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」がとりまとめられ、これをもって、法務大臣諮問第92号に対する特別部会の意見として、法制審議会（総会）に報告することが前会一致で決定されるに至った。

これを受けて、法制審議会第173回会議（平成26年9月18日開催）において、新時代の刑事司法制度特別部会長から、諮問第92号について、同部会において決定された、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」に関する審議結果等の報告がされた。そして、審議・採決の結果、同【案】は、全会一致で原案どおり採択され、直ちに法務大臣に答申することとされた。

3 日本弁護士連合会の会長声明

特別部会の同答申案に対しては、平成26年7月9日付けで（当時）日弁連会長の村越進氏は、次のような会長声明を出している。

「答申案においては、被疑者国選弁護制度の勾留段階全件への拡大、証拠リストの交付をはじめとする証拠開示の拡大、公判前整理手続請求権の付与、身体拘束に関する判断の在り方に関する規定の新設など、これまでの実務を大きく前進させる制度も導入されることとなった。同時に導入された捜査・公判協力型協議・合意制度などのいわゆる司法取引には慎重な対応が必要であろうし、再審における証拠開示の在り方など、今後検討すべき課題も多いが、全体として、過度に取調べに依存し、供述調書を重視してきた日本の独自の捜査・公判の在り方から脱却し、被疑者・被告人の防御活動を充実させ、犯罪被害者らにも配慮するなど、国民にとっても納得できる刑事司法を目指すという点において、当連合会が1989年に松江市で開催した人権

擁護大会以降、真摯に取り組んできた刑事司法改革の流れの中で新たな一步を踏み出すものと評価し得る。

当連合会は、答申案が法制審議会において審議され、法務大臣に答申された後、改正法案が速やかに国会に上程され、成立することを強く希望する。」(抜粋)

4 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

法務省は、法制審議会からの先の答申を受け、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を策定した。

これは、「取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却」という2つの理念に基づき、証拠収集手段の適正化・多様化と充実した公判審理の実現を目的とするとともに、併せて「世界一安全な日本創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)における治安基盤の強化の要請をも受けて、新たな捜査手法の導入という複数の制度を一体として整備するという内容となった。

同法案は、平成27年3月13日に第189国会に提出され、衆議院では法案の一部修正と付帯決議で折り合い可決されたものの、参議院では、民主党がヘイトスピーチ規制法案の優先処理を求めて、刑訴法改正法案の審議入りに応じてこなかった。結局、参議院で同法案は継続審議となり、平成28年5月24日、ようやく可決成立に至ったものである。そして、平成28年6月3日、法律第54号として公布された。また、施行日については、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日、とされており、成立した個別の制度によって施行日は異なっている。

以下に、それらの諸制度を概観することにした。

5 改正法の内容

(1) 公布の日から起算して20日を経過した日(平成28年6月23日)を施行日とするもの

① 裁量保釈判断に当たっての考慮事情の明文化

現行刑訴法は、裁量保釈に関し「裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。」(第90条)とのみ規定しているだけで、その要件についてはあくまでも裁判所の裁量とされていた。

今回の改正により、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し」と明文化された(改正刑訴法第90条)。

② 公判廷に提出される証拠の真正担保の方策等(1) - 証拠隠滅等の罪の法定刑の引上げ等

証人不出頭・宣誓拒絶等の罪(改正刑訴法第151条、161条)、犯人蔵匿の罪・証拠隠滅等の罪及び証人威迫の罪(改正刑法第103条、第104条、第105条の2)、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪(改正組織犯罪処罰法第7条I①~③)につき、法定刑が引き上げられた。

(2) 公布の日から起算して6か月以内(平成28年12月まで)を施行日とするもの

① 公判前整理手続等における証拠の一覧表の交付制度

検察官は、検察官請求証拠の開示後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならない、とされた（改正訴法第316条の14Ⅱ～Ⅳ、第316条の28Ⅱ）。

② 公判前整理手続等の請求権

検察官、被告人または弁護人に、公判目整理手続及び期間整理手続の請求が認められるようになった（改正刑訴法第316条の2Ⅰ、第316条の28Ⅰ）。

③ 類型証拠開示の対象の拡大

類型証拠開示の対象が、次のとおり追加された。

- 共犯者間の身体拘束中の取調べについての取調べ状況等報告書
 - 検察官が証拠調べ請求した証拠物に関する差押調書・領置調書
 - 検察官が類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書・領置調書
- （改正刑訴法第316条の15Ⅰ⑧・⑨、Ⅱ）

④ 弁護人による援助の充実化（1）－弁護人の選任に係る事項の教示義務

司法警察員・検察官・裁判官等は、身体を拘束されている被疑者・被告人に弁護人選任権を告知するにあたり、弁護士・弁護士法人・弁護士会を指定して選任を申し出ることができる旨及び申し出先（刑事施設の長等）を教示しなければならない、とされた（改正刑訴法第76条、第77条、第203条Ⅲ、第204条Ⅱ、第207条Ⅲ）。

⑤ 通信傍受の合理化・効率化（1）－対象犯罪の拡大

現行法では、「数人の共謀」と「補充性」を要件として、銃器犯罪、薬物犯罪、集団密航、組織的殺人の4種類のみについて、通信傍受令状の発付が認められていたが、今回の改正により、現住建造物等放火関係、殺傷犯等関係、逮捕・監禁・略取・誘拐関係、窃盗・強盗関係、詐欺・恐喝関係、爆発物の使用関係、児童ポルノ関係の犯罪が追加された（改正通信傍受法第3条、第14条、別表第二）。

他方、新たに追加された対象犯罪の通信傍受令状の発付には、上記2要件のほかに、当該犯罪が「あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われるものに限る」という組織要件が加わった（同法第3条Ⅰ①～③）。

⑥ 犯罪被害者等・証人の保護方策の拡充（1）

i) 証人の氏名・住居の開示に係る措置

検察官が証人等の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合等において、

- ア その証人等又はその親族に対し、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑行為がなされるおそれがあるときは、弁護人には氏名・住居を知る機会を与えた上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件が付された。
- イ 前記の行為を防止できないおそれがあると認められるとき、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えないで、これらに代わる呼称及び連絡先をしる機会を与える措置が導入された。

（改正刑訴法第299条の4、第299条の5、第299条の6）

ii) 公判廷での証人の氏名の秘匿措置

裁判所は、一定の場合に、証人等から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他）を公開法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる（改正刑訴法第290条の3、第291条Ⅲ、第295条Ⅳ）。

⑦ 公判廷に提出される証拠の真正担保の方策等（2）－証人の勾引要件の緩和

現行刑訴法の「召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる」との規定を改め、「証人が正当な理由なく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その証人を勾引することができる」とされた（改正刑訴法第152条）。

⑧ 自白事件の簡易迅速な処理のための方策

執行猶予が見込まれる事件については、一定の証拠だけで公訴提起を行うが、被告人が否認に転じるなどしたため即決裁判手続の申立てを却下する決定があった事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、同一事件について更に公訴を提起することができる、とされた（改正刑訴法第350条の12、協議・合意制度施行後は同法第350条の26）。

（3） 公布の日から起算して 2 年以内（平成 30 年 6 月まで）を施行日とするもの**① 弁護人による援助の充実化（2）－被疑者国選弁護制度の拡大**

被疑者国選弁護制度の対象が「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」すべてに拡大された（改正刑訴法第37条の2、第37条の4）。

② 合意制度等の導入**i) 捜査・公判協力型協議・合意制度**

検察官が、特定の犯罪（一定の財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪並びに校務の執行を妨害する罪など）について、弁護人の同意を条件に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意ができる制度が新設された（改正刑訴法第350条の2Ⅰ・Ⅱ、第350条の3）。

ii) 刑事免責制度

検察官が、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある事項についての尋問を予定している場合であって、当該事項について証言の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、あらかじめ裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により請求できる制度が新設された（改正刑訴法第157条の2）。

ア 尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は、原則として、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないこと。

イ 自己が刑事訴追又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒否することができない

こと。

③ 犯罪被害者等・証人の保護方策の拡充（２）－ビデオリンク方式による証人尋問の拡大

同一構内に出頭すると、精神の平穏を著しく害されるおそれがある者、自己またはその親族に対し身体・財産への加害行為等なされるおそれがある者等一定の場合には、同一構内以外の裁判所の規則で定める場所に証人を在席させて行うビデオリンク方式による証人尋問が認められるようになった（改正刑訴法第157条の6第2項）。

すでに、現行法においてもこの方式は採用されているが（現行刑訴法第157条の4）、現行法では「裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る）」という限定が付されていた。

（４） 公布の日から起算して 3 年以内（平成 31 年 6 月まで）を施行日とするもの

① 取調べの全過程の録音録画制度の導入

裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件で、身体拘束中の被疑者取調べについては、録音・録画義務を認め、機器の故障や被疑者による拒否など一定の例外事由を除き、全過程の録音・録画が行われるようになった（改正刑訴法第301条の2第4項）。検察官独自捜査事件とは、検察庁自ら検挙摘発して行う捜査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われる捜査をいう。

この場合、検察官は、対象事件に係る被疑者調書として作成された被告人の供述調書の任意性が争われたときは、当該調書が作成された取調べ等における被告人の供述及びその状況を録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければならない（同第1項）。

② 通信傍受の合理化・効率化（１）－暗号技術を利用した特定装置の導入

従来は、捜査機関が通信事業者に出向き、通信管理者等の常時立会いの下で傍受し、傍受した通話記録媒体を立会人が封印して、その一つを傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出するという手続が採られていた（現行通信傍受法第12条、第20条）。

今回の改正では、傍受した通信や傍受の経過を自動的に記録し、これを即時に暗号化する装置を用いることで、通信管理者等の立会い・封印を不要とし、通信内容の聴取等をリアルタイムで行う傍受と、その聴取等を事後的に行う傍受が可能となった（改正通信傍受法第2条第4項～第6項、第4条以下、一時保存による傍受に立会人が不要となることにつき同法第20条第1項、特定電子計算機を用いる傍受に立会人が不要となることにつき同法第23条第1項）。

現行通信傍受法が成立した際、法務省はそのホームページ内のQ & Aにおいて、Q「立会人は何のために立ち会うのですか。」、A「立会人は、傍受が令状に従って行われていることを確認したり、記録の封印を行うことなどによって、傍受が適正に行われていることをチェックする役割を果たします。そのため、立会人は、傍受の実施に関して、意見を述べることもできます。立会人に傍受をしている通信の内容を確認する役割まで負わせるのは適当ではありません。そこで、この点については、傍受した通信がすべて記録されたうえ、立会人が封印して、裁判官が保管することにより、捜査機関がどのような内容を傍受

したか、後からチェックできる仕組みになっています。」と説明している。

しかしながら、今回の改正においては、立会人も封印も不要とされていることから、傍受が適正に行われていることをチェックする役割を担うべき第三者は存在しないこととなる点を問題視する意見もある。

第3 「刑法等の一部を改正する法律」(法律第49号)、及び

「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」(法律第50号)

- 1 刑の一部執行猶予制度とは、懲役刑や禁錮刑を一定期間受刑させたのち、残りの刑期の執行を猶予する制度をいい、受刑者の社会復帰促進や、保護観察による再犯防止などを目的とするものである。

いずれの法律も平成25年6月19日に公布され、平成28年6月1日を施行日とされていたものである。

- 2 前者につき、具体的には以下のような基準となる。対象となるのは、(1)前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者、(2)前に禁錮以上の刑に処されたことがあっても、その執行終了等の日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者のいずれかであり、適用されるケースは、3年以下の懲役または禁錮の言渡しを受けた場合に、犯罪の経緯に関する事情などを考慮して再犯防止のために必要かつ相当であると認められるときである。可能とされる処置は、刑の一部について1年以上5年以下の期間の執行猶予である。猶予期間中は、保護観察を適用することもできる。

また、後者は、麻薬などの薬物の自己使用等の罪を犯した者が、3年以下の懲役または禁錮の言渡しを受けた場合について定められている。猶予の方法・期間は、改正刑法に定められるものと同様であるが、猶予期間中は、必ず保護観察が行われることとなり、その間、保護観察を通じて治療・回復プログラムを受けながら更生を目指すことになる。

以上